

会 長：長友芳郎 幹 事：川上 勉
事務所：〒301-0824 茨城県龍ヶ崎市下町 2842

連絡先：TEL 0297-64-3956 FAX 0297-64-3978 <http://rcrc.web5.jp>
例会場：〒301-0857 茨城県龍ヶ崎市泉町 1592-77 ザ・ゴルフクラブ龍ヶ崎

本日のプログラム

【通常例会 09.02】
特別月間
(R財団&米山基金)
R財団&米山委員会



次回のプログラム

【通常例会 09.09】
会員卓話③
(幹事の職務)
クラブ管理運営委員会

第 1140 例会報告 (2022.08.26)

点 鐘	会長 長友芳郎
国歌斉唱・R ソング	それどころロータリー
本日のプログラム	会員卓話② (働き方改革)
ゲスト・ビジター	
基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間	

会長報告



長友芳郎 会長

□時を遡る事百数十余年、シカゴに最初のロータリークラブの会合が開かれました。(1905.2.23)その時会合の場にいた 4 人が歴史上有名な人物となりました。ポールハリス、シルベスターシール、ハイラムショーレー、ガスターバスロアの 4 人です。

ロータリークラブの創設に 1904 年からかかわっていた人物がいたそうです。最初の会合にはいなかった印刷屋のハリラグルスです。言うまでもないロータリーソングを最初に始めた人物です。

彼は最初から最後まで親睦一辺倒だったそうです。また会員が 200 人ほどいたそうですが 3 分の 2 は彼が誘った会員で勧誘の名人だったそうです。どういう具合に誘ったのか聞いてみたいです。

幹事報告



川上 勉 幹事

◇ 9 月は基本的教育と識字率月間並びにロータリーの友月間です。

◇ 今回郵送しました月信 9 月号は、校正での間違いが確認されましたので破棄してくださいとの連絡がありました。

◇ 環境保全フォトコンテストの案内です。
募集期間：令和 4 年 10 月 31 日まで
表彰：ガバナー賞 1 点・直前 DG 賞 1 点・AG 賞 8 点

審査：11 月中旬に 1 次審査 11 月下旬に本審査
表彰式は 12 月上旬に盛大に開催いたします
◇ 米山委員会から出前卓話の案内が届きました。
◇ ガバナー事務所より「ロータリー情報館」の依頼が届いています。公共イメージ委員会よろしく。
◇ 第 2820 地区大会が開催されます。
日時：令和 4 年 10 月 29 日・30 日(日曜日)
場所：ノバホール・ホテル日航つくば(つくば市)
会長幹事会・RI 会長代理ご夫妻歓迎晩餐会
※ 当日は例会日となります。全員の参加をお願いします。
◇ 8 月のロータリーレートは¥133=\$1.00 です。
◇ My Rotary 活用(勉強会)開催
日時：2022.08.07.日曜日 10:00～
◇ グロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会より、風の便り Vol.8 No.1 が送られて来ました。

■ 出席状況

会 員	8 名	出席率	100.00%
出席者	7 名		
出席免除	0 名	Make-up	1 名
定款第 10 条(第 6-7 節除く)		長友会員・石崎会員	

■ ニコニコボックス

目標額	(本年度)	400,000 円	
実績額	本日/累計	12,000円	86,000円

■ MESSAGE

川上会員	おおクワガタGet!
石崎会員	今日も元気でいきましょう!
荒木会員	参加者はラッキー「セブン」楽しくやりましょう。
海老原会員	ボランティアスクールの事業に参加された会員の皆さま、8月24日スポーツゴミ拾いを最終に終了しました。有難う御座いました。処暑が過ぎました。
松山会員	そろそろ夏も終わりですね。昨日はZOOMで北海道とグアムとつながりました。
長友会員	横山PAG卓話よろしくお願いします。
横山会員	Xmas Dropどうしますかね!

《 例会の欠席は、水曜日 AM 10:00 までに川上幹事 TEL 090-3497-0383 に連絡して下さい。 》

本日のプログラム

働き方改革～一億人総活躍社会の実現に向けて～

横山善英会員

◇本日は年金の話しようと思いましたが、変更し、最近注目されております「働き方改革」についてお話をさせていただきます。



働き方改革とは：

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

働き方改革全体の推進：

◇労働時間法制の見直し：

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

○残業時間の上限を規制します

※残業時間の上限を法律で規制することは、70 年前(1947 年)に 制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

※残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

※臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)・月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。

(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

○「勤務間インターバル」制度の導入を促します

○1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

○月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます(25%→50%) ▶ 中小企業で働く人にも適用

○労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

▶ 働く人の健康管理を徹底

▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象



○「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します

▶ 労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を延長

▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく

○専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェッショナル制度」を新設し、選択できる

▶ 前提、働く人の健康を守る措置を義務化(罰則つき)

▶ 対象を限定(一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象)

◇雇用形態に関わらない公正な待遇の確保：同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

改正の目的

正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と

非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との不合理な待遇の差をなくす。どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

○不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与

などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

ガイドライン※1を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

○労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求められることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあつた場合は、説明をしなければなりません

○行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)※4の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの

対象となります。

(厚労省 Leaf Let)

働き方改革

